

【研究論文】

乳幼児を持つ夫妻及び母子世帯の時間貧困

水野谷武志*

要旨

本研究の課題は、末子に6歳未満の子供を持ち、就業する夫妻及び母子世帯の母親における時間貧困の実態を2001年と2011年の「社会生活基本調査」マイクロデータによって明らかにすることである。時間貧困の指標としては、平日1日の有償労働と無償労働の合計時間である全労働時間を用い、全労働時間が12時間を超える場合に時間貧困と定義する。時間貧困に該当する割合、該当する夫と妻及び母子世帯の母親の生活時間配分、時間貧困と世帯収入との関係を分析した。その結果、夫妻同時の時間貧困率は12%、夫か妻のどちらかが時間貧困である場合まで広げるとそれは54%にもなることがわかった。母子世帯では8割超が低収入であることに加えて、母親全体の28%が時間貧困であった。これらの時間貧困率は2001年と2011年の2時点間でみても改善されていない。時間貧困定義の多面的な検討や対象とする就業世帯の拡張は今後の研究課題である。

キーワード

時間貧困, 夫妻世帯, 母子世帯, 全労働時間, 生活時間調査

1. はじめに

本研究の課題は、末子に6歳未満の子供を持つ就業世帯について、夫妻世帯及び母子世帯に絞って、その時間貧困の実態の一端を「社会生活基本調査」マイクロデータによって明らかにすることである。その際、有償及び無償労働の合計時間である全労働時間を就業世帯で計測し、長時間労働と見なしうる絶対的基準を設定し、この基準以上の世帯を時間貧困世帯として、その規模や経年変化を考察する。

日本の長時間労働、特に男性正社員のそれは常態化したままである。総務省統計局(2019)によれば、2018年における男性正社員の月末1週間の就業時間は平均45.9時間だ

が、49時間以上の割合は28.0%、60時間以上の割合は11.2%である。同じ対象の女性では、平均40.8時間、49時間以上の割合は8.9%、60時間以上の割合は2.8%である。女性正社員の労働時間は男性よりは短い、正社員の大多数が男性で長時間労働、非正規社員の大多数が女性で短時間労働であり、そして多くの女性が家事・育児などの無償労働を引き受けているという、有償・無償労働時間におけるジェンダー問題が日本社会の構造としてある(水野谷 2005, 2017a)。1987年の労働基準法改正で法定労働時間が原則、週40時間、1日8時間と定められて30年以上経とうとしているが、多数の労働者における実際の労働時間はその水準に達しないままであり、法定労働時間の形骸化が長く続いている。2018年に成立した「働き方改革関連法」が労使協定による時間外労働の上限規制を月45時間、年

* 正会員, 北海学園大学経済学部
e-mail: mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

360時間と定めたものの、「当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等」がある場合には、月100時間未満にできるとした（労働基準法第36条第5項）。時間外労働が月100時間と言え、過労死が労災として認定される、いわゆる「過労死ライン」に匹敵する水準である。この他にも裁量労働制の適用範囲の拡大、「高度プロフェッショナル制度」の導入をふくめ、「働き方改革関連法」によって法定労働時間の形骸化が解消されるとは言えないだろう。

長時間労働による深刻な帰結として過労死・過労自殺問題がある。厚生労働省補償課（2019）によると、2018年度に過労による脳・心臓疾患等で死亡に至ったとして労災が請求された件数は254件、そのうち労災認定された件数は82件である。また、2018年度に過労による精神障害によって自殺に至ったとして労災が請求された件数は200件、そのうち労災認定された件数は76件である。労災認定された過労死・過労自殺件数はここ10年ぐらい上下しているものの、減少傾向にあるとは言えず、横ばいである。また、過労死・過労自殺の労災認定件数は、あくまでも労災申請し認定された件数であり、その背後には、労災が認定されなかったり、労災の申請をそもそも断念したり、死亡や自死には至らずとも過労によって重大な疾患や精神障害に苦しんでいる多くの人々が存在することを忘れてはならない。

日本の長時間労働は、過労死・過労自殺に至らなくても、働く者の仕事に関連する時間を肥大化させ、それ以外の活動に費やす時間や活動の種類・内容を貧弱にしてしまう。さらに、配偶者や子供と暮す場合には、本人の時間だけでなく、世帯員の時間にも影響を与えるので、世帯の視点が重要である。典型的には、夫の長時間労働のために、世帯の家事・育児の多くを引き受ける妻であり、就労している場合には仕事と家事・育児を二重に

負担する妻であり、就労する母子世帯の母親にとってはさらに厳しい二重負担という構図である。夫妻あるいは母子世帯の母親が時間に追われて余裕のない生活を送る、いわば時間貧困とも言える状態が常態化していることが懸念される。

働く者の時間貧困の状況を統計で把握することは、長時間労働の実態を理解し改善する基礎資料として必要不可欠であり、それには時間貧困を生活時間統計によって測定するアプローチが有効である。しかし、そのような研究が日本では十分に蓄積されているとは言えない。特に、筆者が重視する世帯視点の研究が少ない。

そこで本研究では、母子世帯を含む、就業世帯に注目し、その中でも特に子育てに多くの時間を費やす必要がある乳幼児（6歳未満）を末子に持つ核家族世帯を取り上げ、生活時間統計を用いて、時間貧困世帯を割り出し、そのような世帯における世帯員の1日の生活時間配分の特徴を考察する。ここで乳幼児を末子に持つ世帯に絞るのは、子育てと就業の時間確保において最も厳しい状況に直面している家族類型を取り上げることが、この時間貧困の研究において優先されると考えたからである。

以下では、生活時間統計を利用した時間貧困に関する先行研究を検討した後に、本研究の分析方法を説明し、独自に作成した集計表にもとづいて考察する。

2. 時間貧困研究に関する先行研究

管見では、生活時間統計を利用して時間貧困を測定しようとする研究の系譜には大きく3つある。1つは、所得を主要な指標としてきた多くの貧困測定に対し、貧困概念を多面的に考察する試みとして、所得と時間の両面から貧困を捉えようとした研究である。この研究では米国のデータを使ったVickery(1977)が先駆的であり、この研究のモデルを継承す

る形で, Douthitt(2000) が米国で, Harvey and Mukhopadhyay(2007) がカナダで時間貧困を測定した。2 つ目は, Schor(1991) や Hochschild(1997) によって指摘された有償労働の長時間化や特に女性による有償・無償労働の二重負担化を背景に, 就業する世帯の忙しさやワークライフバランスの確保の難しさが時間貧困 (time poverty, time poor), 「時間圧力」 (time pressure, time squeeze, time crunch), 「時間飢饉」 (time famine), 「時間剥奪」 (time deprivation) という言葉で表現され, この状況を生活時間統計で測定しようとする研究が出てきた。この研究では時間貧困の指標として自由時間¹⁾の相対的な短さに注目し, Kalenkoski et al.(2011), Kalenkoski and Hamrick(2013), Zilanawala(2016) が米国, Merz and Rathjen(2014), Rathjen(2015) がドイツ, Burchardt(2008) が英国, McGinnity and Russell(2007) がアイルランド, Bittman(2004) がオーストラリアで測定した。3 つ目は, 主に途上国を対象とした研究で, インフラ未整備等に伴って生存に必要な諸労働 (例えば水くみや薪拾い) に長い時間を費やさざるを得ないことに加えて, 家事・育児・介護といった世帯に必要な労働全般を担っているのが主に女性であり, これがジェンダー問題とともに時間貧困をもたらすと捉えている。Bardasi and Wodon(2006) がギニア, Lawson(2007) がレソト, Hirway(2010) がインド, Antonopoulis et. al.(2017) がアルゼンチンのブエノスアイレス, Srivastava and Floro(2017) が南アフリカ, Zacharias et al.(2018) がガーナとタンザニアで時間貧困を測定した。なお時間貧困の測定とは直接関わらないが, 中山(2014) は教育学的側面から, 途上国において市民が時間貧困問題を認識するために, 生活時間統計の活用的重要性を説いている。

日本では「社会生活基本調査」を使って, 家事及び有償労働時間と所得の関係をみようとした品田(2012)の研究が初期にあり, その後

に, Vickery(1977) の枠組みを日本に応用した石川・浦川(2014, 2018), 浦川(2016, 2017)が存在するだけである。また, 特に母子世帯については, 母親が仕事と育児で時間に追われている状況を田宮・四方(2007) 及び大石(2015, 2019) が指摘した。日本における時間貧困の研究は少ないと言えるが, 石川・浦川や大石の研究を到達点と見なすことができる。

3. 先行研究における時間貧困の測定方法とその問題点

時間貧困研究において鍵となるのは, 生活時間統計を使ってどのように貧困を測定するか, より具体的には時間貧困線をどのように引くかである。時間貧困の定義には大きく2つ, 絶対的尺度と相対的尺度がある。ある活動時間に注目して時間貧困と見なされる水準を絶対的尺度で決めるか, 相対的尺度で決めるかの違いである。

絶対的尺度の1つは, ある属性を持つ対象者にとって最低限必要と見なされる生理的活動, 無償及び有償労働, 余暇活動の水準を理念的に設定し, 対象者の実際の活動時間がそれを下回った場合に時間貧困とみなす (Vickery 1977, Douthitt 2000, Harvey and Mukhopadhyay 2007, Zacharias et al. 2018)。もう1つは, ある属性を持つ対象者の有償労働時間と無償労働時間を合計した全労働時間に長時間とみなしうる一定の水準を設け, 対象者の実際の全労働時間がその水準を超える場合に時間貧困とみなすやり方である (Bardasi and Wodon 2006, Hirway 2010, Antonopoulis et. al. 2017, Srivastava and Floro 2017)。

相対的尺度の1つは, 自由に使える余暇活動の時間が乏しい場合を時間貧困と考え, その水準を相対的に決めるやり方である。具体的には, ある対象者集団の自由時間の中位数の例えば0.6倍で線引きし, それ以下の対象者を時間貧困とみなす (Bittman 2004, McGinnity and Russell 2007, Burchardt 2008, Kalen-

koski et al. 2011, Kalenkoski and Hamrick 2013, Merz and Rathjen 2014, Rathjen 2015, Zilanawala 2016)。もう1つは、上述した全労働時間について、ある対象者集団の中位数の1.5倍で線引きし、それ以上の対象者を時間貧困とみなす (Lawson 2007)。

絶対的尺度と相対的尺度にはそれぞれ長短所があり注意が必要であるが (Williams et al. 2016, Rosales-Salas 2019)、ここでは日本の先行研究の到達点と目される石川・浦川の先行研究とそれが依拠している Vickery (1977) の測定方法を検討する。

Vickery (1977) の測定方法を要約すれば、①最低限必要と見なされる基礎的活動時間 (生理的活動及び自由活動の時間) の理論値、②最低限必要と見なされる家事時間の理論値、③実際に費やした有償労働時間を週単位で計算し、④①～③の合計値を1週間=168時間から差し引いた値がマイナスのときには時間貧困であると判断する。①と②は固定値なので、③が長くなると時間貧困になるという意味である。

石川・浦川の先行研究では、Vickery (1977) の測定方法に依拠しつつも、Vickery (1977) が米国生活時間調査の個人単位のデータを使っただのに対して、「社会生活基本調査」の世帯単位のデータを採用した。石川・浦川の先行研究では、①と②の理論値には、世帯類型 (例えば単身世帯、夫妻と子供世帯など) ごとに生活時間調査結果からとった平均時間を当てはめている。つまり、①～③までを世帯単位、例えば夫と妻と子供の世帯であれば、①～③について夫と妻で計算したものを合計し、これを夫妻の週合計時間である336時間 (168+168) から差し引くことによって、夫妻が費やす有償及び無償労働時間の偏在も考慮に入れた時間貧困を明らかにできるとした。

石川・浦川の先行研究は、世帯における各世帯員の影響を捉えられる世帯単位を測定に採用した点で優れていると言えるが、夫妻合

計時間では、夫と妻の有償及び無償労働時間の不均衡が見えなくなってしまう。さらに、①と②の理論値は世帯類型別の「平均時間」を生活時間調査から求めているが、「最低限必要と見なされる生理的時間及び無償労働時間」として「平均」時間がふさわしいのかは疑問である。

4. 本研究の測定方法

石川・浦川の研究は、時間貧困線を引くために、最低限必要な基礎的活動時間や家事時間を求めようとしているが、「最低限」の決め方は容易ではなく、ましてやそれに属性別の「平均時間」を適用できる根拠は非常に薄いと言わざるを得ない。そこで本研究では、時間貧困の指標としては、平日1日の有償労働と無償労働の合計時間を全労働時間²⁾とし、全労働時間が12時間を超える場合に時間貧困と定義する。「12時間」という水準は、労働基準法の法定労働時間である週40時間に照らして、1日8時間、週5日労働を想定すると、1日の時間外労働が4時間、1ヶ月換算 (月20日労働) で80時間の時間外労働である。これは業務上の過労が原因で死亡したり精神障害を引き起こして自殺した場合に労災として認められる基準、いわゆる「過労死ライン」に相当する時間外労働である。有償か無償かにかかわらず、同じ「労働」という観点において全労働時間が「過労死ライン」にも相当する12時間を超えるならば、過重労働に陥るとともに、それ以外の活動、つまり生理的活動や様々な余暇活動に振り向けられる時間は乏しくなると判断し、本研究ではこれを時間貧困と定義する。先行研究で述べたように、時間貧困の測定には絶対的尺度と相対的尺度があった。長時間労働問題が依然として続いている日本の状況においては、健康で文化的な生活が阻害されうような絶対的な基準をまずは設定して、分析することが必要である。とはいえ、これは1つの基準に過ぎない。そ

の意味で本研究は、本格的な時間貧困の測定を今後展開する上での序論にあたるものである。

また、本研究では、乳幼児を末子に持つ核家族世帯のうち、夫妻世帯と母子世帯を研究対象とする。世帯単位で生活時間を捉える重要性は前述した通りだが、世帯の家族類型の中でも時間貧困問題が顕在化している世帯、特に就業と育児・家事とのやりくりで困難に直面していると思われる、乳幼児を末子に持つ夫妻世帯と母子世帯を分析する。その際、石川・浦川の研究では世帯の合計時間をみることによって夫と妻の時間配分がわからなかった点を改善し、本研究では、夫と妻の生活時間をクロス集計して、生活時間配分における夫妻の関係についても考察する。さらに、本研究では世帯内の有償労働と無償労働のバランスに注目したいので、上記の世帯のうち、就業する世帯（夫妻世帯については夫妻のいずれかが就業）に対象を限定する。

使用するデータは、2001年及び2011年の総務省統計局「社会生活基本調査」（調査票A）の調査票情報³⁾で、生活時間データとしては「平日」（月～金曜）を使用する。「社会生活基本調査」の「調査票A」では調査回答者は、調査実施者によって指定された連続2日間について、予め20に分類された生活行動から15分毎に行動を選んで回答する。本研究では月～金曜日に回答された1日の生活時間データを使う。これは就業しないことが多い土・日曜日を除くことによって、有償労働時間が他の活動時間に与える影響をより適切に把握できると考えたからである。また、調査回答者が生活時間の回答日を選ぶことができない調査設計を考慮すると、「社会生活基本調査」の平日1日の生活時間は、調査回答者における生活時間の日々の変動が平準化された結果と見なしうるので、平日1日の時間貧困は1日限りの状況ではなく、週の平日5日間あるいは月の平日約20日間における恒常的な状況

を示している可能性がある。本研究では平日1日単位だけで時間貧困を定義したが、これは週や月単位で常態化している可能性があるので、上述した月80時間の時間外労働という「過労死ライン」に相当しうると考えた。

時間貧困研究で注目されるもう1つの指標は所得貧困である。先行研究では両方の貧困を測定した研究がみられるが、本研究では時間貧困の測定を主とし、補足的に所得貧困も併せて検討する。所得貧困の測定については社会政策や経済学の分野を中心に分厚い研究蓄積があるが、本研究では、依拠する統計が「社会生活基本調査」という生活時間統計なので、その調査項目の中で所得貧困と関わる「世帯の年間収入」を使って検討する。所得貧困を測定する基準として、生活保護基準における最低生活費を参考にする。「世帯の年間収入」はカテゴリカル・データなので、未就学児を持つ夫妻及び母子世帯の最低生活費に近いカテゴリとして、300万円未満⁴⁾の世帯を本研究では所得貧困とみなし、時間貧困との関係を検討する。

また、本研究で主に取り上げる生活時間の行動分類は、「社会生活基本調査」で設定されている20分類を組替えた5分類、つまり「個人的ケア」、「有償労働」、「無償労働」、「自由時間」、「その他」⁵⁾とし、行動時間量は「主行動」とする。細かい行動分類ではなく、就業世帯にとって生活の柱となる5つの大分類で生活時間の基本的傾向を把握したい。主行動については、特に乳幼児の育児では、別の行動をしながらの育児（例えば自分の食事を取りながら子供に食事を与える）、子供をそばにおきながらする行動（例えば子供をそばで遊ばせている間にする家事）は、育児の主行動には含まれない。これらも実質的な育児時間とみなせば、本研究の対象世帯、特に女性の全労働時間はさらに長くなることに注意が必要である。このような「拡大育児時間」を推計した研究としては水野谷(2017b)がある。

以上の方法により、2011年のデータを中心に集計し、2001年のデータと比較した経年変化についても検討する。

5. 集計結果

本研究では就業世帯のうち、乳幼児を末子に持つ就業世帯にターゲットを絞ったので、乳幼児に限らず「子供」を持つ夫妻と比較して、時間貧困がより顕在化している状況を図1で確認したい。これは平日1日の生活時間について家族類型別にまとめたものである。「夫妻と子供の世帯」と「就業夫妻と末子6歳未満の子供がいる世帯」（以下「就業夫妻＋乳幼児」）を比較すると、全労働時間は前者よりも後者の時間量が長く、その分、「個人的ケ

ア」や「自由時間」が短くなっている。「末子6歳未満の子供がいる就業母子世帯」（以下「就業母子世帯＋乳幼児」）についても同様であり、子供の中でも乳幼児を末子に持つ世帯に時間的な余裕がないことが確認できる。

表1-1は、全労働時間が12時間超の場合を時間貧困とした本研究の定義にもとづき、全労働時間を3つの階級に分け、夫と妻の同時分布を「就業夫妻＋乳幼児」についてまとめた表である。同時分布をみることで、夫と妻の対応関係を明確にできる。夫と妻ともに時間貧困である割合は12%であるが、夫か妻のどちらかが時間貧困である場合まで広げてみると、その割合は54%にもなり、半数以上の夫妻が何らかの時間貧困にある状態である。

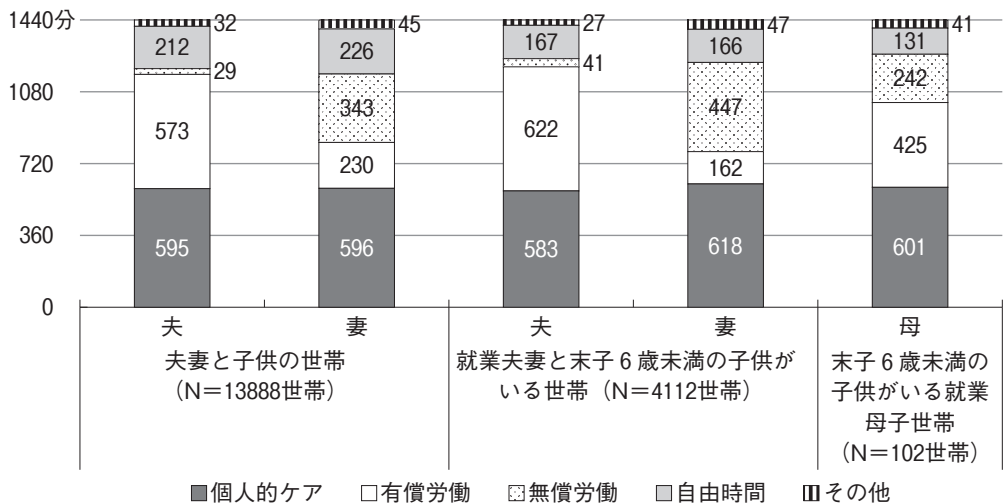


図1 就業夫妻の行動5分類別総平均時間、平日、2011年（単位：分）

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

表1-1 末子6歳未満の子供を持つ就業夫妻の全労働時間の同時分布、平日、2011年、N=4112世帯（単位：%）

		夫の全労働時間			
		12時間超	10～12時間	10時間未満	合計
妻の 全労働 時間	12時間超	11.7	9.9	5.1	26.7
	10～12時間	11.6	11.9	6.7	30.2
	10時間未満	15.9	14.8	12.5	43.1
	合計	39.2	36.6	24.2	100.0

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

表1-2 末子6歳未満の子供を持つ就業母子世帯の全労働時間の分布、平日、2011年、N=102世帯

(単位：%)

		構成比
母親の 全労働 時間	12時間超	28.4
	10～12時間	44.1
	10時間未満	27.5
	合計	100.0

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

表1-2は「就業母子世帯+乳幼児」についての集計であり、時間貧困世帯の割合は28%にもなる。夫妻世帯にくらべ、夫からのサポートが得られない母子世帯でより時間的な余裕がない状況である。

次に時間貧困の定義によって、「就業夫妻+乳幼児」を4つ、「就業母子世帯+乳幼児」を2つの類型に分け、それぞれの生活時間を行動5大分類別にまとめたのが図2である。そして行動5大分類の集計元になっている、生活行動20分類の集計結果が表2である。「就業夫妻+乳幼児」について本研究では、夫

と妻ともに時間貧困である場合を夫妻「時間貧困」世帯（以下、類型1）、妻が時間貧困で夫が非時間貧困を妻「時間貧困」世帯（類型2）、夫が時間貧困で妻が非時間貧困を夫「時間貧困」世帯（類型3）、夫と妻ともに時間貧困でない場合を夫妻非「時間貧困」世帯（類型4）とした。また、「就業母子世帯+乳幼児」では、母親が時間貧困である場合を母親「時間貧困」世帯（類型5）、母親が非時間貧困である場合を母親非「時間貧困」世帯（類型6）とした。

類型1は夫妻ともに時間貧困であるが、その全労働時間の中身は対照的である。夫のそれは有償労働でほぼ占められているが、妻は約4割の有償労働と6割の無償労働で占められており、無償労働時間はどの類型よりも長い。妻は、長時間の有償労働によって時間貧困に陥っている夫からのサポートを得られず、有償と無償の二重負担で時間貧困となっている。さらに気になるのは、この夫妻の個人的ケアの時間が時間貧困状態にない夫や妻（類型2の夫、類型3の妻、類型4の夫妻）よりもかなり短いことである。表2をみると、夫

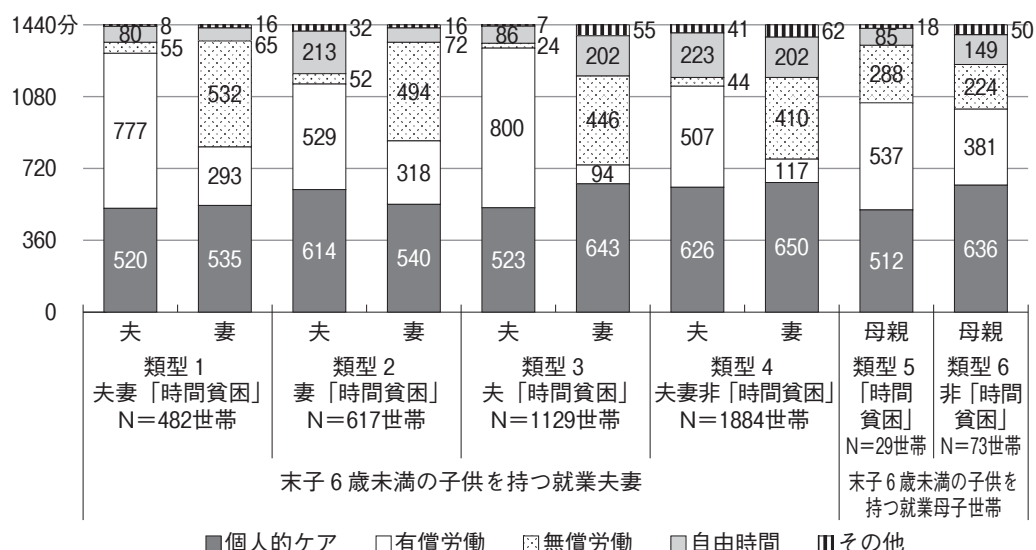


図2 末子6歳未満の子供を持つ就業世帯の行動5分類別総平均時間、平日、2011年 (単位：分)

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

表2 末子6歳未満の子供を持つ就業世帯の行動20分類別総平均時間・行動者率, 2011年, 平日

	末子6歳未満の子供を持つ就業夫妻								末子6歳未満の子供を持つ就業母子世帯	
	類型1 夫妻「時間貧困」 N=482世帯		類型2 妻「時間貧困」 N=617世帯		類型3 夫「時間貧困」 N=1129世帯		類型4 夫妻非「時間貧困」 N=1884世帯		類型5 「時間貧困」 N=29世帯	類型6 非「時間貧困」 N=73世帯
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	母親	母親
総平均時間(分)										
睡眠	396	403	450	404	398	450	464	453	387	451
身の回りの用事	56	58	70	56	54	86	69	88	48	78
食事	67	73	87	78	71	97	88	99	78	100
通勤・通学	78	35	50	33	77	12	48	13	54	42
仕事	699	257	479	285	722	82	459	105	483	339
学業	0	1	5	0	0	2	1	2	0	1
家事	14	230	13	232	6	221	9	212	198	124
介護・看護	0	6	0	4	0	2	0	3	1	8
育児	35	272	30	231	15	188	24	157	73	68
買い物	3	21	7	25	2	33	9	35	16	22
移動	4	11	23	12	5	36	31	41	10	38
テレビなど	29	23	73	28	33	78	83	82	40	50
休養・くつろぎ	40	36	85	38	40	78	86	74	34	76
学習・研究	2	1	5	1	2	4	5	5	5	5
趣味・娯楽	6	3	30	4	7	17	28	23	7	11
スポーツ	1	1	8	1	1	4	7	3	0	0
ボランティア活動など	2	3	2	2	1	2	1	2	0	1
交際・付き合い	3	1	13	2	3	22	14	15	0	6
受診・療養	0	2	6	2	0	10	4	10	0	7
その他	3	4	5	3	1	17	10	19	8	10
合計	1440	1440	1440	1440	1440	1440	1440	1440	1440	1440
行動者率										
睡眠	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
身の回りの用事	93%	86%	92%	88%	92%	94%	94%	96%	72%	95%
食事	97%	97%	99%	99%	98%	99%	99%	100%	93%	100%
通勤・通学	94%	52%	82%	55%	95%	21%	78%	25%	86%	75%
仕事	100%	57%	90%	64%	100%	24%	87%	30%	97%	84%
学業	0%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	2%	0%	1%
家事	20%	94%	19%	97%	10%	95%	14%	94%	97%	85%
介護・看護	1%	6%	0%	4%	1%	3%	1%	4%	3%	10%
育児	33%	86%	30%	86%	18%	82%	25%	78%	59%	60%
買い物	7%	37%	10%	42%	5%	54%	14%	56%	45%	47%
移動	10%	26%	25%	27%	9%	53%	30%	56%	28%	56%
テレビなど	36%	34%	54%	37%	42%	63%	60%	65%	52%	58%
休養・くつろぎ	53%	51%	74%	55%	54%	72%	72%	72%	48%	77%
学習・研究	3%	2%	6%	2%	3%	4%	5%	4%	10%	7%
趣味・娯楽	7%	6%	19%	7%	9%	15%	19%	19%	7%	12%
スポーツ	1%	1%	6%	2%	2%	5%	6%	4%	0%	1%
ボランティア活動など	1%	2%	1%	2%	1%	2%	1%	2%	0%	1%
交際・付き合い	2%	2%	6%	3%	2%	16%	7%	13%	0%	7%
受診・療養	0%	2%	3%	2%	1%	12%	3%	11%	0%	12%
その他	5%	9%	8%	7%	4%	20%	10%	22%	14%	18%

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

と妻の睡眠時間は6時間36分と6時間43分、食事時間1時間7分と1時間13分である。類型2と3の特徴は、有償労働時間の長さである。特に類型3の夫の有償労働は13時間を超え、その内訳は「仕事」に約12時間、「通勤」に約1時間である。恐らくは、長時間労働の夫を支えるために有償労働を諦めている専業主婦モデルがここに該当すると思われる。類型4は夫妻ともに時間貧困ではないので、「自由時間」や「個人的ケア」の行動時間が他の類型に比べて長い。例えば、「テレビなど」は夫妻共に80分台であるが、類型1の夫妻（共に20分台）と比べるとその差は歴然である。類型5の母親は全労働時間がすべての類型の中で最も長い。夫妻に比べて配偶者のサポートを受けられないために、時間貧困状況が最も深刻になっていると推測される。その帰結として個人的ケア時間がどの類型よりも短くなっており、睡眠時間は全体で最短となる6時間27分である。

類型にかかわらず特徴としては、表2の総平均時間や行動者率からみて、無償労働に対する夫の参加の圧倒的な低さ、自由時間の大半が「テレビなど」と「休養・くつろぎ」といった受動的な活動に留まっていることが指摘できる。

次に、時間貧困の6つの世帯類型ごとに所

得貧困の状況を見る。「就業夫妻世帯＋乳幼児」（類型1～4）についてまとめた表3-1をみると、全世帯のうち「所得貧困率」は12%であり、これを基準に考えると、世帯類型別では、類型4の割合が16%と高く、類型1の割合が6%と最も低い。4つの世帯類型の中で、類型1の有償労働時間がもっとも長く、類型4のそれがもっとも短いことを考えると、長時間の有償労働から得られる所得によって類型1の「所得貧困率」が相対的に低いのに対し、十分な有償労働時間を必ずしも確保できていない類型4で「所得貧困率」が相対的に高まっているのかもしれない。類型1～3の「時間貧困」世帯の中で1割弱とは言え、時間貧困と所得貧困の二重の貧困に苦しんでいる世帯が存在することは憂慮される問題である。「就業母子世帯＋乳幼児」（類型4～5）の表3-2をみると、その状況はさらに深刻である。時間貧困である29世帯中、所得貧困でもある世帯が18世帯、62%にもなる。そもそも、「就業母子世帯＋乳幼児」全体で所得貧困は83%と高率であること自体が問題であるが、「就業母子世帯＋乳幼児」が時間貧困と所得貧困の両方に苦しんでいる状況が明らかである。

最後に、時間貧困における状況の経年変化をみるために、2011年と2001年の指標を比

表3-1 時間貧困類型、世帯収入別にみた末子6歳未満の子供を持つ就業夫妻世帯の分布、平日、2011年
(単位：世帯、%)

	世帯数	世帯構成比	所得貧困 世帯数	所得貧困率
	(1)	(1)/(3)	(2)	(2)/(1)
「時間貧困」世帯（類型1～3の合計）	2228	54.2	190	8.5
夫妻「時間貧困」（類型1）	482	11.7	28	5.8
妻「時間貧困」（類型2）	617	15.0	60	9.7
夫「時間貧困」（類型3）	1129	27.5	102	9.0
夫妻非「時間貧困」世帯（類型4）	1884	45.8	307	16.3
合計(3)	4112	100.0	497	12.1

注1：所得貧困の定義は世帯の年間収入が300万円未満である。
出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

表3-2 時間貧困類型、世帯収入別にみた末子6歳未満の子供を持つ就業母子世帯の分布、平日、2011年
(単位：世帯，%)

	世帯数	世帯構成比	所得貧困世帯数	所得貧困率
	(1)	(1)/(3)	(2)	(2)/(1)
「時間貧困」(類型5)	29	28.7	18	62.1
「非時間貧困」(類型6)	72	71.3	66	91.7
合計(3)	101	100.0	84	83.2

注1：所得貧困の定義は世帯の年間収入が300万円未満である。また、世帯数合計が101で他の図表で示している合計数の102と異なるが、これは集計対象の102世帯の中で1世帯が世帯収入を回答していなかったためである。

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

較する。もちろん、この2時点だけをもって経年変化とみなすことには慎重でなければならないが、「社会生活基本調査」の実施が5年に1度であり、10年というより長期の傾向を検討したい。図3-1は、「就業夫妻+乳幼児」世帯について4つの時間貧困類型の構成比を、2001年と2011年で比較したものである。ただし、類型4については、所得貧困の有無でさらに分けた。これは、類型1～3の他に、類型4のうち時間貧困ではないが所得貧困の割合も加えることによって、時間貧困と所得貧困のいずれか一方に該当する世帯、つまり

広義の「貧困世帯」を捉えるためである。棒グラフの下から3つの分類が時間貧困の類型1～3に対応する。3つの合計値は2001年で44%であったのが、2011年では各類型の割合がほぼ同程度増加し、全体では54%になった。また、上述の「貧困世帯」の割合は、2001年に58%であったのが、2011年には62%に上昇した。

図3-2は「就業母子世帯+乳幼児」について時間貧困と所得貧困で分類した構成比をまとめたものである。棒グラフの下から2つの分類が時間貧困に対応する。この割合は2001

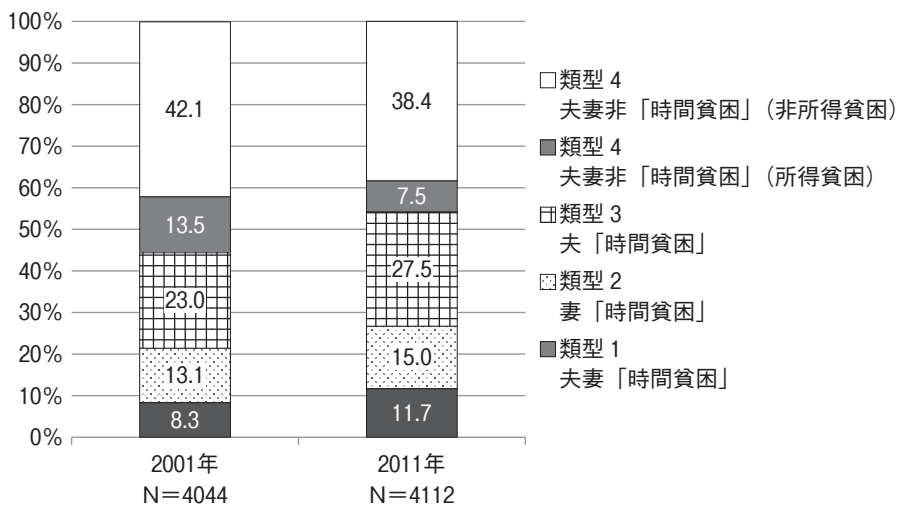


図3-1 末子6歳未満の子供を持つ就業夫妻世帯の時間貧困類型別構成比、平日、2001年・2011年

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

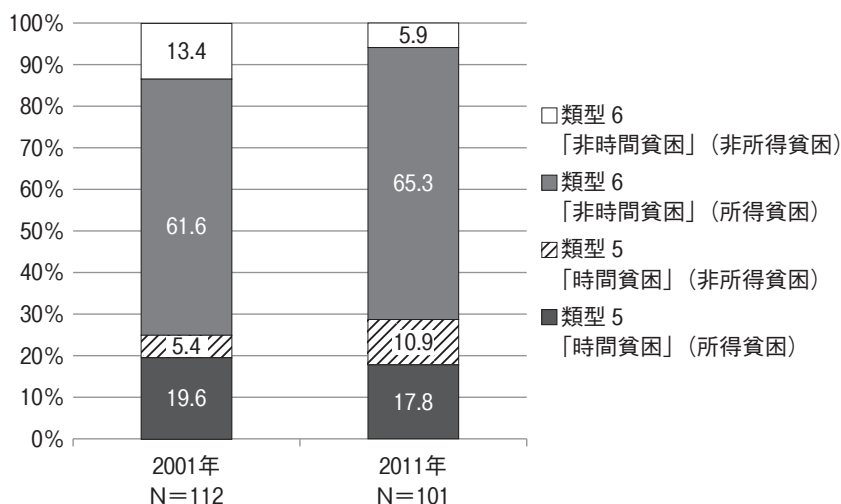


図3-2 末子6歳未満の子供を持つ就業母子世帯の母親の時間貧困類型別構成比、平日、2001年・2011年

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

年に25%だったのが2011年には29%に上昇した。また母子世帯の特徴として、時間貧困ではないが、所得貧困に陥っている世帯割合が6割以上存在する。これをふくめて広義の「貧困世帯」でみると、2001年の87%から2011年に94%に増加した。

6. 結論

本研究では、乳幼児を末子に持つ夫妻及び母子の就業世帯を対象を絞り、世帯調査である「社会生活基本調査」の特性を活かして、同一世帯内の夫と妻あるいは母子世帯の母親の全労働時間を集計することによって、時間貧困の状況を検討した。その結果、以下の点が明らかになった。

第1に、時間貧困に該当する世帯が多い点である。本研究の時間貧困の定義は1日の全労働時間が12時間超の場合であり、これをもし週5日、月20日間続けると、「過労死ライン」に相当するレベルの過重労働である。「就業夫妻+乳幼児」世帯の場合、夫と妻ともに時間貧困である割合は、全体の1割を超え、夫か妻のどちらかが時間貧困である場合まで

をふくめると、その割合は過半数を超える。

第2に、時間貧困に陥る世帯には、夫が長時間の有償労働に従事し、妻が有償と無償労働を二重に負担するジェンダー構造が深く関わっている点である。時間貧困に陥る夫の全労働時間は有償労働でほぼ占められるのに対し、その妻は有償労働を増やせば無償労働との二重負担で自らも時間貧困となるか（類型1と2）、夫の「超」長時間有償労働を補完するように自らは時間貧困とはならずとも、有償労働を短くして世帯の無償労働を一手に引き受けている（類型3）。

第3に、ほとんどの「就業母子世帯+乳幼児」が時間貧困と所得貧困のいずれかの貧困に直面している点である。従来研究において日本の母子世帯の所得貧困が指摘されており、本研究でも「母子世帯+乳幼児」の所得貧困は8割を超えていた。さらに、所得貧困と時間貧困の両方に該当する世帯は全体の2割弱であり、「就業夫妻+乳幼児」世帯よりも高い。所得貧困か時間貧困のどちらかの貧困に該当する割合は9割を超える。

第4に、「就業夫妻+乳幼児」世帯と「就業

母子世帯＋乳幼児」世帯ともに、2011年の時間貧困率が、2001年と比べると、横ばいかむしろ微増している点である。時間貧困か所得貧困のいずれかに該当する広義の「貧困世帯」でみた場合でも同じ傾向である。この期間において時間貧困の状況が改善されてこなかった可能性が高い。

以上、従来の時間貧困研究では明らかにさ

れてこなかった点を指摘することができた。しかし、本研究における時間貧困及び所得貧困の定義と統計研究は1つの試みであるので、多様な定義による検討とその統計分析をさらに展開する必要がある。また、研究対象も限られているので、他の就業世帯の類型に広げた研究も今後に残された課題である。

謝辞

本研究は、東京大学社会科学研究所課題公募型共同研究（二次分析研究会）及び北海学園大学学術研究助成（2018年度一般研究）における研究成果の一部を発表するものである。本研究において使用した「社会生活基本調査」の調査票情報は、統計法第33条に基づき提供を受けたものであり、本稿で作成した集計表等は提供を受けた調査票情報を独自集計したものである。記して関係各位に御礼申し上げたい。

注

- 1) ある対象者が実際に費やした自由時間（free time）をそのまま使う場合と、1日24時間から生理的活動、無償労働や有償労働等を差し引いて残った時間（leisure time, discretionary time）を使う場合とがある。
- 2) 全労働時間という考え方は新しいものではなく、国内では、家政学分野における生活時間研究で早くから提起されてきた概念であり、そこでは夫妻世帯による全労働時間が分析された（例えば、稲葉 1955、伊藤他 1984）。国外でも「Total work time」という同じ概念による研究が特に社会学分野で蓄積されてきた（例えばRobinson and Godbey 1999, Gershuny 2000, Burda et al. 2013）。本研究の夫妻分析は特に国内の先行研究を参考にしている。
- 3) 本研究の分析単位は世帯であるが、提供された2011年データには世帯乗率がないため、本研究では乗率を用いずに集計・分析する。
- 4) 最低生活費は、世帯構成、世帯員の数や年齢、居住地などによって水準が異なるが、例えば、2011年度の「最低生活保障水準の具体的事例」（生活扶助と住宅扶助の合計額）によれば、本研究のターゲットに近い事例をみると、居住地によって幅があるが、4人世帯（40歳，35歳，7歳，5歳）の場合は年間256～350万円，母子世帯（30歳，4歳，2歳）の場合は年間231～316万円である（厚生労働省 2011）。これを参考に非常に大雑把ではあるが、本研究では所得貧困を300万円未満に設定した。
- 5) 20から5分類への組替えは、(i)「個人的ケア」に①睡眠，②身の回りの用事，③食事，④受診・療養，(ii)「無償労働」に⑤家事，⑥介護・看護，⑦育児，⑧買い物，⑨ボランティア活動・社会参加活動，(iii)「有償労働」に⑩仕事，⑪通勤・通学，(iv)「自由時間」に⑫テレビ・ラジオ・新聞・雑誌，⑬休養・くつろぎ，⑭学習・自己啓発・訓練（学業以外），⑮趣味・娯楽，⑯スポーツ，⑰交際・付き合い，(v)「その他」に⑱学業，⑲移動（通勤・通学を除く），⑳その他，とした。なお、この5分類は「社会生活基本調査」の「詳細行動分類」の大分類を参考にした。

参考文献

- 石川加代子・浦川邦夫 (2014)「生活時間を考慮した貧困分析」『三田商学研究』57(4), 97-121
- 石川加代子・浦川邦夫 (2018)「所得と時間の貧困からみる正規・非正規の格差」『多様化する日本人の働き方：非正規・女性・高齢者の活躍の場を探る』慶應義塾大学出版会
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利 (1984)『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館
- 稲葉ナミ (1955)「共稼ぎ夫婦の生活の時間的構造について (第一報)」『家政学雑誌』6(2), 64-68
- 浦川邦夫 (2016)「生活時間の貧困：世帯要因と地理的要因」『貧困研究』16, 35-44
- 浦川邦夫 (2017)「就労世代の生活時間の貧困に関する考察」『社会政策学会第135回大会共通論題「正社員の労働時間，非正社員の労働時間」配付資料」
- 大石亜希子 (2015)「母子世帯の『時間貧困』：子どもの権利として『親と過ごす時間』の確保を」『社会保障』69 (2819), 58-63
- 大石亜希子 (2019)「子どもをケアする時間の格差」松本伊知朗編集代表『生まれ，育つ基盤：子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2011)「生活保護基準の体系等について (第2回社会保障審議会生活保護基準部会・資料3)」
- 厚生労働省補償課 (2019)「平成30年度 過労死等の労災補償状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05400.html (2020年7月29日取得)
- 品田知美 (2012)「家族の生活時間とワーク・ライフ・バランス」松信ひろみ編『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版
- 周燕飛 (2014)『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構
- 総務省統計局 (2019)「平成30年 労働力調査年報」基本集計 I-B-第10表
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2018/index.html> (2020年7月29日取得)
- 田宮遊子 (2018)「母子世帯と貧困」駒村康平編『貧困』ミネルヴァ書房
- 田宮遊子・四方理人 (2007)「母子世帯の仕事と育児：生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』43(3), 219-231
- 中山節子 (2014)『時間貧困からの脱却にむけたタイムユースリテラシー教育：ESCAP地域の人間開発新戦略』大空社
- 水野谷武志 (2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間：国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶の水書房
- 水野谷武志 (2017a)「統計からみる雇用労働者の労働時間：性，雇用形態，職種における格差に注目した分析」『女性労働研究』第61号, 103-115
- 水野谷武志 (2017b)「乳幼児を持つ夫妻の『拡大育児時間』の推計」『統計学』第112号, 1-14
- Antonopoulos, R., Esquivel, V., Masterson, T. and Zacharias, A. (2017), "Time and Income Poverty in the City of Buenos Aires", Connelly, R. and Kongar, E. (eds.), *Gender and Time Use: In a Global Context*, Palgrave Macmillan: U.S.A.
- Bardasi, E. and Wodon, Q. (2006), "Measuring Time Poverty and Analyzing its Determinants: Concepts and Application to Guinea", Blackden M. and Wodon, Q. (eds.), *Gender, Time Use and Poverty in Sub-Saharan Africa*, The World Bank: Washington D.C., U.S.A.
- Bittman, M. (2004), "Parenting and Employment: What Time-use Surveys Show", Folbre, B. and Bittman, M. (eds.), *Family Time: The Social Organization of Care*, London: U.K., Routledge.
- Burchardt, T. (2008), *Time and Income Poverty*, CASEreports 57, Centre for Analysis of Social Exclusion, London School of Economics and Political Science, London: UK.
- Burda, M., Hamermesh, D.S. and Weil, P. (2013), "Total Work and Gender: Facts and Possible Explanations." *Journal of Population Economics*, 26(1), 239-261.
- Douthitt, R.A. (2000), "Time to Do the Chores?" Factoring Home-Production Needs into Measures of Poverty", *Journal of Family and Economic Issues*, 21(1), 7-22.
- Gershuny, J. (2000), *Changing Times: Work and Leisure in Postindustrial Society*, Oxford University Press:

- Oxford, U.K.
- Goodin, R.E. (2008), *Discretionary Time: A New Measure of Freedom*, Cambridge University Press: U.K.
- Harvey, A.S. and Mukhopadhyay, A.K. (2007), "When Twenty-Four Hours is not Enough: Time Poverty of Working Parents", *Social Indicators Research*, 82(1), 57-77.
- Hirway, I. (2010), "Understanding Poverty: Insights Emerging from Time Use of the Poor", Antonopoulos, R. and Hirway, I. (eds.), *Unpaid Work and the Economy: Gender, Time Use and Poverty in Developing Countries*, Palgrave Macmillan: U.K.
- Hochschild, A.R. (1997), *The Time Bind: When Work Becomes Home and Home Becomes Work*, Henry Holt: New York, U.S.A.
- Kalenkoski, C.M., Harmrick, K. and Andrews, M. (2011), "Time Poverty Thresholds and Rates for the US Population", *Social Indicators Research*, 104(1), 129-155.
- Kalenkoski, C.M. and Hamrick, K.S. (2013), "How Does Time Poverty Affect Behavior? A Look at Eating and Physical Activity", *Applied Economic Perspectives and Policy*, 35(1), 89-105.
- Lawson, D. (2007), *A Gendered Analysis of 'Time Poverty': The Importance of Infrastructure (Development Economic and Public Policy Working Paper Series No. 21)*, Institute for Development Policy and Management, University of Manchester: Manchester, U.K.
- McGinnity, F. and Russell, H. (2007), "Work Rich, Time Poor? Time-Use of Women and Men in Ireland." *The Economic and Social Review* 38(3), 323-354.
- Merz, J. and Rathjen, T. (2014), "Time and Income Poverty: An Interdependent Multidimensional Poverty Approach with German Time Use Diary Data", *Review of Income and Wealth*, 60(3), 450-479.
- Rathjen, T. (2015), "Time Poverty and Price Dispersion: Do Time Poor Individuals Pay More?" *Time & Society*, 24(1), 27-53.
- Robinson, J.P. and Godbey, G. (1999), *Time for Life: Surprising Ways Americans Use Their Time (2nd edition)*, Pennsylvania State University: Pennsylvania, U.S.A.
- Rosales-Salas, J. (2019), "Time Poverty in Chile: How to Measure It?", presented at the 41st conference of International Association for Time Use Research in Washington D.C., U.S.A.
- Schor, J.B. (1991), *The Overworked American: The Unexpected Decline of Leisure*, BasicBooks: New York, U.S.A.
- Srivastava, A. and Floro, M.S. (2017), "The Dual Problem of Unemployment and Time Poverty in South Africa: Understanding Their Linkages", *Gender and Time Use: In a Global Context*, Palgrave Macmillan: U.S.A.
- Vickery, C. (1977), "The Time-Poor: A New Look at Poverty", *The Journal of Human Resources*, 12(1), 27-48.
- Williams, J.R., Masuda, Y.J. and Tallis, H. (2016), "A Measure Whose Time Has Come: Formalizing Time Poverty", *Social Indicators Research* 128(1), 265-283.
- Zacharias, A., Masterson, T., Rios-Avila, F., Kim, K. and Khitarishvili, T. (2018), *The Measurement of Time and Consumption Poverty in Ghana and Tanzania*, Levy Institute Measure of Time and Income Poverty: New York, U.S.A.
- Zilanawala, A. (2016), "Women's Time Poverty and Family Structure: Differences by Parenthood and Employment", *Journal of Family Issues*, 37(3), 369-392.

Time poverty of working married couples and single mothers with infant (s) in Japan

Takeshi MIZUNOYA *

Summary

The purpose of this study is to examine the time poverty of working parents, both married couples and single mothers, with infant (s), by using the microdata of the 2001 and 2011 Survey on Time Use and Leisure Activities in Japan. The study regards parents as having time poverty when their total time of paid and unpaid work in a weekday exceeds 12 hours. It analyzes the distribution of time poverty parents, their time use, and the relation between time and income poverty. The following results were obtained. In 12% of the married couples, both husband and wife are time poor; in 54% of the couples, either the husband or wife is time poor. 28% of the single mothers are time poor, and most of them are income poor. These rates are not improved when data between 2001 and 2011 are compared. The future direction of this study will be to examine various types of time poverty definitions and working parents.

Key Words

time poverty, married couples, single mothers, total work time, time use survey

* Faculty of Economics, Hokkai-Gakuen University
e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

機関誌『統計学』投稿規程

経済統計学会（以下、本会）会則第3条に定める事業として、『統計学』（電子媒体を含む。以下、本誌）は原則として年に2回（9月、3月）発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」（以下、委員会規程）にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。

1. 総則

1-1 投稿者

会員（資格停止会員を除く）は本誌に投稿することができる。

1-2 非会員の投稿

- (1) 原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。
- (2) 常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。
- (3) 本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとする。

1-3 未発表

投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

1-4 投稿の採否

投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。

1-5 執筆要綱

原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。

2. 記事の分類

2-1 研究論文

以下のいずれかに該当するもの。

- (a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。
- (b) 学術的な新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。

2-2 報告論文

研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。

2-3 書評

統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。

2-4 資料

各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。

2-5 フォーラム

本会の運営方法や統計、統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。

2-6 海外統計事情

諸外国の統計や学会などについての報告。

2-7 その他

全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と

思われる記事。

3. 原稿の提出

3-1 投稿

原稿の投稿は常時受け付ける。

3-2 原稿の送付

原則として、原稿は執筆者情報を匿名化したPDFファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお、ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じたPDFファイルであることが望ましい。

3-3 原稿の返却

投稿された原稿（電子媒体を含む）は、一切返却しない。

3-4 校正

著者校正は初校のみとし、大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

3-5 投稿などにかかわる費用

- (1) 投稿料は徴収しない。
- (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合、編集委員会は製版にかかる経費を執筆者（複数の場合には筆頭執筆者）に請求することができる。
- (3) 別刷は、研究論文、報告論文については30部までを無料とし、それ以外は実費を徴収する。
- (4) 3-4項にもかかわらず、原稿に大幅な変更が加えられた場合、編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。
- (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合、その投稿が編集委員会の依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。

3-6 掲載証明

掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。

4. 著作権

4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。

4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。

4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、本会が承認するものとする。

4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。

4-5 4-4項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。

4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。

- 4-7 会員以外の者，機関等によるウェブ転載申請については，前号を準用するものとする。
- 4-8 転載を希望する記事の発行時に，その執筆者が非会員の場合には，4-4，4-5項を準用する。
1997年7月27日制定（2001年9月18日，2004年9月12日，2006年9月16日，2007年9月15日，2009年9月5日，2012年9月13日，2016年9月12日一部改正）

機関誌『統計学』の編集・発行について

『統計学』編集委員会

みなさまからの投稿を募集しています。ぜひ研究成果の本誌上での発表をご検討ください。

1. 原稿は編集委員長宛に送付して下さい（下記メールアドレス）。
2. 投稿は常時受け付けています。
なお、書評、資料および海外統計事情等の分類の記事については調整が必要になることもありますので念のため事前に編集委員長に照会して下さいをお願いします。
3. 次号以降の発行予定日は次のとおりです。
第120号：2021年3月31日
第121号：2021年9月30日
4. 原則として、すべての投稿が審査の対象となります。投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、および「査読要領」の確認をお願いします。最新版は、本学会の公式ウェブサイト（<http://www.jsest.jp/>）を参照して下さい。

投稿，編集委員会についての問い合わせや執筆の推薦その他とも，下記編集委員長のメールアドレス宛に送付して下さい。

editorial@jsest.jp

編集後記

投稿者のみなさま，そしてお忙しい中快く論文の審査をお引き受けいただきました査読者のみなさまに改めてお礼申し上げます。編集委員会の活動にご理解ご協力ありがとうございました。（小林良行 記）

執筆者紹介

高橋将宜 (長崎大学情報データ科学部) 水野谷武志 (北海学園大学経済学部)
氏川恵次 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院)

支 部 名

事 務 局

北 海 道	062-8605	札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 (011-841-1161) mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp	水 野 谷 武 志
東 北・関 東	192-0393	八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3421) ysakata@tamacc.chuo-u.ac.jp	坂田幸繁(代行)
関 西	580-8502	松原市天美東 5-4-33 阪南大学経済学部 (072-332-1224) m-murakami@hannan-u.ac.jp	村 上 雅 俊
九 州	890-0065	鹿児島市郡元 1-21-30 鹿児島大学法学部 (099-285-7601) matsukawa@leh.kagoshima-u.ac.jp	松 川 太 一 郎

『統計学』編集委員

委 員 長 小林良行 (東北・関東, 総務省統計研究研修所)
副委員長 村上雅俊 (関西, 阪南大学)
委 員 水野谷武志 (北海道, 北海学園大学), 山田 満 (東北・関東),
松川太一郎 (九州, 鹿児島大学)

統 計 学 No.119

定価 1,760円(本体1,600円)

2020年9月30日 発行	発 行 所	経 済 統 計 学 会 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 音羽リスマチック株式会社 TEL/FAX 03 (3945) 3227 E-mail: office@jsest.jp http://www.jsest.jp/
	発 行 人	代 表 者 金 子 治 平
	発 売 所	音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03 (3945) 3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代 表 者 遠 藤 誠

Statistics

No. 119

2020 September

Articles

A New Multivariate-type Ratio Imputation Model by Propensity Score Matching:
Evidence from the Anonymized Microdata of the National Survey of Family Income and Expenditure
..... Masayoshi TAKAHASHI (1)

Time poverty of working married couples and single mothers with infant(s) in Japan
..... Takeshi MIZUNOYA (18)

Short Articles

Estimation of Input-Output Table from U and V Table using General Inverse Matrix
..... Keiji UJIKAWA (33)

JSES Activities

Statement on the Government's refusal to appoint the six as members of the Science
Council of Japan (40)
The 64th Session of the JSES (42)
Prospects for the Contribution to *Statistics* (56)

Japan Society of Economic Statistics
